

講師等の登録についてのQ & A

登録について

Q どのような職種の登録を募集しているのですか？

A 次の職種があり、いずれも教諭等と同様に県が給与等を負担します。

○常勤の講師：教諭に準じた勤務となります。

○任期付短時間の講師：育児短時間勤務職員の代替職員として、週当たり31時間以下で勤務する形態です。（他の職種においても同様）

○非常勤講師：主に教科（科目）の授業を担当する非常勤の講師となります。

○養護助教諭：養護教諭に準じた勤務となります。（勤務形態は常勤と任期付短時間です）

○臨時実習助手：高等学校、特別支援学校において、実験・実習について教諭の職務を助ける実習助手に準じた勤務となります。（勤務形態は常勤と任期付短時間です）

○臨時寄宿舍指導員：特別支援学校の寄宿舍における子どもの日常生活上の世話及び生活指導に従事する寄宿舍指導員に準じた勤務となります。（勤務形態は常勤と任期付短時間です）

○臨時学校栄養職員：小・中学校の栄養教諭に準じた勤務となります。（勤務形態は常勤と任期付短時間です）

○臨時事務職員：小・中学校及び倉敷支援学校の学校事務職員に準じた勤務となります。（勤務形態は常勤と任期付短時間です）

Q 登録するにはどのような手続きが必要ですか？（対面での面接を希望する場合）

A 岡山県教育庁教職員課のHPから岡山県公立学校講師等登録申込書をダウンロードして、必要な事項を記入して、所定の送付先に郵送又は持参してください。（希望する校種によって連絡先が異なります。連絡先は岡山県教育庁教職員課のHP等に掲載しています。）市販の履歴書に必要な事項と希望の校種や教科・科目、勤務場所等を記入したものを使用することも可能です。

Q 登録するにはどのような手続きが必要ですか？（オンラインでの面接を希望する場合）

A まずは、第1希望とする校種の連絡先に電話で御連絡ください。（校種によって連絡先が異なります。連絡先は岡山県教育庁教職員課のHP等に掲載しています。）必要書類や日程のやり取りをするためのメールアドレスをお伝えします。面接時にはZoomを使用しますので、パソコン等にZoomをご準備ください。日程が決まりましたら、メールにてZoomのミーティングIDをお知らせします。

Q 登録すれば、必ず採用されるのですか？

A 講師等登録者の採用については、欠員などの理由で講師等が必要になった場合に限り採用するもので、必ずしも講師等登録者全員を採用するものではありません。子どもと共に学んでいきたい方を広く募集しています。

Q 登録後の手続きはどうなっていますか？

A 育休代員等、代員の必要があるときに随時声をかけさせていただいています。また、年度初めからの常勤講師については、随時連絡しています。

採用後の待遇等

Q 給料は、月額でいくらぐらいですか（高校の場合）？

A 給料については、例えば、次のとおりとなっています。（R8年4月1日現在）

- ・常勤講師・養護助教諭（大学新卒）：281,940円（教職調整額等含む）
- ・学校栄養職員（大学新卒）：255,500円
- ・60歳以上の講師：268,795円（教職調整額等含む）

なお、給料月額等は経験年数や学歴によって異なります。

また、期末勤勉手当（賞与）の他、規定により通勤手当・住居手当等が支給されるほか、引き続き6ヶ月以上勤務した場合は退職手当が支給されます。

任期付短時間勤務の場合は、勤務時間数に応じた給料月額となるほか、手当についても、勤務時間数に応じた額となるものや住居手当・退職手当のように支給されないものがあります。

非常勤講師の場合は、時間当たりの報酬単価は2,830円です。（交通費別途）（R8年4月1日現在）

Q 社会保険はどうなっていますか？

A ○任期付職員（育休代員等）

「公立学校共済組合」及び「第3号厚生年金保険」に加入します。

○臨時的任用職員（常勤の講師等）

○週の所定労働時間が20時間以上であるなどの一定の要件を満たす非常勤の職種

「公立学校共済組合」及び「第1号厚生年金保険」に加入します。

※任用期間が2ヶ月以内と定められており、任用の延長が見込まれない場合は、加入できません。

Q 任期はどうなっていますか？

A 常勤の場合は半年ごとの発令ですが、更新して1年間勤務していただくことも可能です。なお、休職・休業等の代員の場合は、当該休職・休業等の期間内の任期となります。任期付の場合は、最長1年となりますが、職員の育児短時間勤務の状況によっては、任用期間が更新されることもあります。

また、非常勤講師は原則として年度ごと（1年間）の発令です。

Q 採用試験の勉強をしながら講師等として勤務するのは大変ではないですか？

A 確かに大変な面があるかもしれませんが、実際に教育現場に立って初めてわかることもたくさんあります。例えば、教職員として必要な実践的指導技術を学ぶことができますし、志望動機が明確になり、なりたい教職員のイメージも具体的になると思います。

また、講師等として勤務し、その経験を生かして採用試験に合格する方もたくさんいます。なお、教諭等の初任給決定の際、講師等の職歴は経験年数として加算します。

Q 休暇はどうなっていますか？

A 原則として週休2日制です。また、任期に応じた年次有給休暇があります。常勤の教職員は、正式職員と同様に特別休暇が取得できます。任期付は、勤務時間数に応じて、正式職員と同様に特別休暇が取得できます。非常勤講師は一部の特別休暇が取得できません。

Q 採用された場合の身分はどうなりますか？

A 常勤、非常勤講師及び任期付の職種は“地方公務員”となります。